

現 行	改 正 案
<p><b>第1部 証券会社等の監督関係</b></p> <p><b>2. 登録申請関係</b></p> <p><b>2-1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項</b></p> <p>2-1-1～2-1-2 (略)</p> <p><b>2-1-3 営業所</b></p> <p>登録申請書に記載する営業所とは、証券業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他営業以外の用に供する施設は除くものとする。</p> <p><b>3. 証券会社の監督事務</b></p> <p><b>3-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</b></p> <p>3-4-1～3-4-5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第1部 証券会社等の監督関係</b></p> <p><b>2. 登録申請関係</b></p> <p><b>2-1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項</b></p> <p>2-1-1～2-1-2 (略)</p> <p><b>2-1-3 営業所</b></p> <p>登録申請書に記載する営業所とは、証券業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他営業以外の用に供する施設は除くものとする。</p> <p><u>なお、無人の営業所については、各財務局管内に所在する店舗数及びこれらを統括する営業所の名称等を記入させることとする。</u></p> <p><b>3. 証券会社の監督事務</b></p> <p><b>3-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</b></p> <p>3-4-1～3-4-5 (略)</p> <p><b>3-4-6 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第11号について</b></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>証券会社の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第11号の規定に該当するものとする。</u></p> <p><u>自社の電子情報処理組織について、電子情報処理組織の専門家によるシステム監査等、適切なチェックを定期的実施していない場合</u></p> <p><u>電子情報処理組織の障害等の発生後、速やかに、適切な再発防止策が講じられていない場合</u></p> <p><u>緊急事態に対応するための適切なコンティンジェンシープラン等が整備されていない場合</u></p> <p><u>「電子情報処理組織の障害等」とは、その原因を問わず、証券会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、</u></p> <p><u>顧客からの委託注文等の受注、執行や預かり資産の払い出し等に関し、遅延、停止等が生じているもの。</u></p> <p><u>資金繰り、財務状況の把握等に影響があるもの。</u></p> <p><u>その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。</u></p> <p><b>3 - 4 - 7 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第12号について</b></p> <p><u>証券会社が証券仲介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該証券仲介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制の確立につ</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
	<p>き指導するとともに、当該証券仲介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要であるが、その構築にあたっては、以下の点に特に留意して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底                     <ul style="list-style-type: none"> <li>— 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客の同意を得たうえで顧客情報の共有及び適時の把握に必要な指導を行うとともに、投資勧誘にあたって、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう証券仲介業者に対して求める具体的取扱方法を定め、当該方法を証券仲介業者に周知し、徹底すること。</li> <li>— 顧客属性等の顧客情報の管理について、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、証券仲介業者に対して求める具体的な取扱基準を定め、当該基準を証券仲介業者に周知し、徹底させること。</li> <li>— 管理担当部門においては、証券仲介業者による顧客属性等の把握状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを求める等、その実効性を確保する体制構築に努めること。</li> </ul> </li> <li>— 証券仲介業者の投資勧誘実態の把握及びその適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>— 証券仲介業者による投資勧誘実態の把握について、例えば、管理担当部門の責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講ずること。</li> <li>— 管理担当部門においては、証券仲介業者による投資勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を証券仲介業者に周知し、</li> </ul> </li> </ul>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>徹底させるとともに、必要に応じて、その実施状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築させるよう努めること。</u></p> <p>— <u>証券仲介業者の法令遵守意識の徹底</u></p> <p>— <u>証券仲介業者の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、証券仲介業者の法令遵守意識の向上に努めること。</u></p> <p>— <u>管理担当部門においては、証券仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めること。</u></p> <p><b>9 . 証券仲介業者の監督事務</b></p> <p><b>9 - 1 証券仲介業者の監督事務の取扱い</b></p> <p><b>9 - 1 - 1 管轄財務局長等との連絡調整</b></p> <p>(略)</p> <p><b>9 - 2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項</b></p> <p><b>9 - 2 - 1 登録番号の取扱い</b></p> <p>(略)</p>

現 行	改 正 案
	<p><b>9 - 2 - 2 登録申請の審査について</b></p> <p>— <u>証券仲介業者に関する内閣府令第2条第3号に規定する、所属証券会社等が2以上あるときに、登録申請者の事故につき、当該事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称が適切に記載されているか否かの審査にあたっては、以下の事項が満たされていることを確認するものとする。</u></p> <p>— <u>事故の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称が明確に特定されること</u></p> <p>— <u>いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確でない場合についても、当該事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称が特定されること</u></p> <p>— <u>証券仲介業者に関する内閣府令第3条第1項に規定する、業務の内容及び方法には、次の事項が記載されているか否かを確認するものとする。</u></p> <p>— <u>営業区域</u></p> <p>— <u>営業の形態（対面、電気通信回線に接続した電子計算機利用等）</u></p> <p>— <u>営業所の形態（有人の営業所、無人の営業所）</u></p> <p>— <u>取り扱う有価証券の種類</u></p> <p>— <u>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引のうち、媒介を行う取引の種類</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
	<p><u>9 - 2 - 3 その他</u></p> <p><u>法第 66 条の 5 第 4 号に規定する証券仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。</u></p> <p>— <u>証券仲介業務を行う者が、日本証券業協会が実施する証券外務員資格試験に合格した者であり、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有していること。</u></p> <p>— <u>申請者が法人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。</u></p> <p>— <u>申請者が法人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られていること（イ・ロについては、所属証券会社に帳票作成事務等を依頼し、仲介業者が管理することも可能とする。また、ハ～ホに掲げる項目のうち、所属証券会社等により適切に実施される体制が確保されている項目は除く。）。</u></p> <p><u>イ 法定帳簿・報告書等の作成、管理</u></p> <p><u>ロ 顧客管理</u></p> <p><u>ハ 電算システム管理</u></p> <p><u>ニ 苦情・トラブル処理</u></p> <p><u>ホ 内部監査</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
	<p><b>9 - 3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項</b></p> <p><b>9 - 3 - 1 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第5号について</b></p> <p><u>証券仲介業者が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、業務を営む場合については、3 - 4 - 2の規定に準ずるものとする。</u></p> <p><b>9 - 3 - 2 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第7号について</b></p> <p><u>証券仲介業者が行う乗換えに関する事項の説明については、3 - 4 - 4の規定に準ずるものとする。</u></p> <p><b>9 - 3 - 3 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第8号について</b></p> <p><u>証券仲介業者が、法第2条第8項第6号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（証券仲介業者に関する内閣府令第15条第8号に規定する債券をいう。）を個人の顧客に取得させようとする際に、募集期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して行う説明については、3 - 4 - 5の規定に準ずるものとする。</u></p> <p><u>ただし、の及びの理論価格、並びにの及びの社内ルールについては、所属証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p><b>9 - 4 法第66条の16に規定する説明書類に係る留意事項</b></p> <p><u>法第66条の16に規定する説明書類については、3 - 5の規定に準ずる</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>ものとする。</u></p> <p><b>9 - 5 登録対象となる外務員の範囲等</b></p> <p><b>9 - 5 - 1 登録対象となる外務員の範囲</b></p> <p><u>証券仲介業者の店内業務（店頭業務を含む。）に従事する役員又は使用人のうち、法第 66 条の 23 において準用する法第 64 条第 1 項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>— 勧誘を目的とした有価証券の売買その他の取引等の内容説明</u></li> <li><u>— 有価証券の売買その他の取引等の勧誘</u></li> <li><u>— 勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）</u></li> <li><u>— 法第 2 条第 11 項各号に掲げる行為を行う者</u></li> </ul> <p><u>なお、人事異動に伴い外務員としての業務を行わなくなった場合は、法第 66 条の 23 において準用する法第 64 条の 4 第 3 号に該当することに留意するものとする。</u></p> <p><b>9 - 6 検査終了後のフォローアップ</b></p> <p><u>証券仲介業者に対し検査局又は証券取引等監視委員会が実施した検査については、3 - 7 の規定に準じて検査終了後のフォローアップを行うものとする。</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
	<p><b>9 - 7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</b></p> <p>法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3 - 9の規定に準ずるものとする(ただし、3 - 9 - 1、3 - 9 - 4、3 - 9 - 5の ただし書き、に係る事項を除く。)</p> <p><b>9 - 8 内部管理体制の充実・強化</b></p> <p>証券仲介業者は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であるが、その構築にあたっては、3 - 1 1の規定に準ずるものとする。</p>